

# 働き方改革関連法対応セミナー

経営者、管理監督者、人事労務担当者、また関心のある方を対象とした講演会です

本年6月に働き方改革関連法が成立し、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務付け、正社員と非正規社員の待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金など、その内容の労務管理への影響は多岐にわたります。

そこで、本セミナーでは働き方改革関連法の概要と実務対応について最新情報を踏まえ具体的に解説します。

1回目

定員80名 申込先着順

## 労働時間法制の見直しに向けた実務対応

時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務付け、労働時間把握の義務付けなど労働時間法制に係る改正内容と実務対応の解説

平成31年2月18日（月）14時～16時

会場 かながわ労働プラザ 3階 多目的ホールB

講師 神奈川総合法律事務所 弁護士 石渡豊正 氏

2回目

定員50名 申込先着順

## 同一労働同一賃金への実務対応

働き方改革関連法における同一労働同一賃金に関する法改正や最新の裁判例と実務対応の解説

平成31年3月7日（木）14時～16時

会場 かながわ労働プラザ 4階 第3会議室

講師 ひかり協同法律事務所 弁護士 増田陳彦 氏

申込方法

電話、ファクシミリ（裏面の申込書）、ホームページ  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7600/>

問合せ  
申込先

神奈川県かながわ労働センター

電話 045-633-6110 内線 2706 ファクシミリ 045-633-5401

